

## 陸別町子育て支援情報のご案内

令和6年6月1日現在

項目	内容・対象等	負担額等
子育て世代 包括支援センター (保健福祉センター)	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。 妊娠・出産・産後・育児などに関する相談に応じます。	—
一般不妊治療費助成 (保健福祉センター)	一般不妊治療に要した医療費の自己負担分(公的医療保険が適用された治療費)を助成します。詳しくはお問い合わせください。	1年度につき10万円を上限とします。
特定不妊治療費助成 (保健福祉センター)	特定不妊治療に要した医療費の自己負担分(公的医療保険が適用された治療費)を助成します。詳しくはお問い合わせください。	1回の治療につき30万円を上限とします。
不育症治療費助成 (保健福祉センター)	不育症の検査及び治療の経済的負担の軽減を図るため、高額の治療費がかかる不育症治療費について、費用の一部を助成します。	治療費の内、北海道及び町からの助成金を除いた分は、個人の負担になります。
妊娠届・母子健康手帳の 交付(保健福祉センター)	妊娠が確認されたら、妊娠の届出をしてください。母子健康手帳を交付します。また、保健師が訪問し、健康管理の支援をします。	—
出産・子育て応援 交付金事業 (保健福祉センター)	国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援(出産応援給付金(5万円)と子育て応援給付金(5万円)の給付)を一体的に実施します。	—
妊婦健康診査 (保健福祉センター)	定期的な健康診査のうち、妊娠確定後の妊娠一般健康診査(14回分)、超音波検査(11回分)費用の助成を行います。受診票は半期ごとにお渡します。	妊婦一般健康診査、超音波検査以外の検査は、自己負担になります。
赤ちゃんが生まれたら (町民課)	お子様が生まれましたら、生まれた日から14日以内に、出生届を提出し、国民健康保険に加入されている方は、役場町民課で健康保険の加入手続きをして頂きます。また、「子ども医療費受給資格登録申請書」を、加入している保険に関係なく全員提出願います。(医療費無料のため)	—
産婦健康診査 (保健福祉センター)	産後の健診のうち、出産後概ね2週間目と1か月目を実施する健診の費用を助成します。受診票は妊娠後半期にお渡します。	1回5,000円を上限とします。
産後ケア (保健福祉センター)	出産後1年未満のお母さんが安心して育児ができるように助産師がお母さんと赤ちゃんのケアを提供します。(通所型・訪問型・宿泊型があります)。	5回まで利用可。利用者負担1割(非課税世帯等は無料)
新生児家庭訪問 (保健福祉センター)	保健師による新生児家庭訪問(こんにちは赤ちゃん事業)を行っています。	—
新生児聴覚検査費助成 (保健福祉センター)	検査に要した費用について、全額助成します。受診票は妊娠後半期にお渡します。	—
妊婦健診交通費助成 (保健福祉センター)	町内に産婦人科が無いことから、妊婦健診等を受けた回数に基づき、1回当たり2,450円を交通費として助成します。	里帰り等で自宅以外の場所から受診した場合等は対象外です
燃やすごみ袋支給 (保健福祉センター)	0歳から2歳のお子様の紙おむつ用として燃やすごみ袋(20 $\frac{1}{2}$ ℓ)を100枚(年50枚×2年)支給します。	—
出産子育て支援祝金 (保健福祉センター)	陸別町の未来を担う子どもの出産を祝福し、子育てを支援すること及び健やかな成長を願い、出産子育て支援祝金を支給します。	
	【祝金の額】	
	第1子	20万円
	第2子	30万円
	第3子	50万円
第4子以降	100万円	支給方法
		第1子から第3子までの祝金は、出産時に10万円を支給します。第4子以降の祝金は、出産時に20万円を支給します。1年目以降は、第1子から第3子までは、該当出生児の誕生日に10万円ずつ分割で支給し、第4子以降は、誕生日に20万円ずつ支給します。ただし、1年目以降の支給額の50パーセントは、陸別町商工会が発行する「商品券」で支給します。
育児ママ応援事業 (社会福祉協議会事業)	陸別町に住所がある方で、0歳から2歳の誕生日までの乳幼児の子育てを行っている保護者の方に、乳幼児1人に対して、月額800円を支給します。	申請書は、陸別町社会福祉協議会の窓口に備えてあります。
チャイルドシート 購入費助成 (総務課)	陸別町に在住する6歳未満の幼児の保護者で、購入したチャイルドシート代金が1台1万円以上のものに対し、1台につき5,000円を助成します。助成は、各戸(家族)1回限りです。	購入金額から5,000円を除いた分は、個人の負担になります。
チャイルドシート貸し出し (総務課)	乳幼児のチャイルドシートを無償でお貸します。(2週間程度)	—

【裏面もあります。】

項目	内容・対象等	負担額等
健康診査 (保健福祉センター)	・1か月児健康診査 生まれたお子さんがおおよそ生後1か月で受診する健康診査にかかる費用を助成します。受診票は妊娠後半期にお渡しします。	—
	・乳児健康診査 疾病等の早期発見と成長及び発達確認を目的に、3～4か月健診、9～10か月健診を行います。 ※北見市内の委託医療機関で行います。	—
	・1歳6か月児健康診査 満1歳6か月を超え、満2歳に達しない幼児に、保健センターにおいて、内科健診、歯科健診、フッ化物塗布(希望者)、保健相談等を実施します。(該当者には、通知が届きます。)	フッ化物塗布を実施する方は、1人120円
	・3歳児健康診査 満3歳を超え、満4歳に達しない幼児に、保健センターにおいて、内科健診、歯科健診、フッ化物塗布(希望者)、保健相談等を実施します。(該当者には、通知が届きます。)	
健康相談 (保健福祉センター)	月1回妊婦・乳幼児相談を行います。健康状態の確認や、歯科相談を行います。その他、随時相談を受け付けています。	—
予防接種 (保健福祉センター)	定期予防接種、任意予防接種(季節性インフルエンザ・おたふくかぜ)の接種費用を全額助成しています。 ※対象となる方には、個別に接種案内を送付しています。 詳しくは、保健福祉センター保健指導担当までお問い合わせください。	—
地域子育て支援拠点事業 (社会福祉協議会委託)	親子の交流の場を提供し、支援員が子育てについての相談を受けるほか、子育てに関する情報の提供等を行っています。 申し込み不要でご利用いただけますので、直接保健センターへお越しください。(おやこのひろば:平日の9:00～15:00)	利用無料 (一部の実費負担を除く)
一時預かり事業 (社会福祉協議会事業)	保護者の育児疲れの解消や、急病・通院、その他の理由により一時的に家庭で子どもを見ることができない場合に、お子さまをお預かりします。 詳しくは、社会福祉協議会までお問い合わせください。	利用無料 (対象は、保育所に入所していない1才から3才までの幼児)
子どもショートステイ事業 (児童養護施設十勝学園委託) ※宿泊型	保護者の都合により、ご家庭でお子さまのお世話(養育)が一時的に困難となった場合等に児童養護施設でお預かりする制度です。 詳しくは、保健福祉センター福祉担当までお問い合わせください。	対象は1歳以上18歳未満 自己負担あり
陸別保育所 (保健福祉センター)	特例地域型保育事業として、小学校就学前児童の保育を行っています。保護者が仕事や病気などにより家庭で児童を保育することが困難な場合、1歳児から保育を実施します。(ただし、満1歳6か月以上が入所条件です。) 3歳児からは、保育の必要性にかかわらず入所可能な1号認定(教育標準時間)と保育が必要な2号認定(標準時間と短時間)による入所が可能です。	【保育料】 ●無料 ・幼児教育・保育の無償化により3～5歳児は無料 ・陸別町独自の施策により1～2歳児についても無料 ・給食費も無料
保育ママ助成制度 (保健福祉センター)	町内に居住し、仕事などの理由でお子さんをご家庭で保育することができない場合に、保育ママを利用している保護者に対し、保育料の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	助成額は、月額保育料の2分の1以内です。 ただし、助成額は月額4万円を上限とします。
学童保育所 (教育委員会)	陸別小学校の児童において、就労や病気などにより保育ができないことを常態とする家庭の児童(小学校1～6年生)に対し、授業の終了後・長期休業中に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。	【保育料】 ●月額5,000円(1人)
		【保育料の減額】 同一世帯に属する児童が複数入所の場合、2人目2,500円、3人目以降は無料です。
給食費無料化 (教育委員会)	陸別町の小学校、中学校及び保育所に給食を提供しています。小・中学校は全額補助、保育所は無料です。	—
修学旅行費交付金事業 (教育委員会)	小学校・中学校の修学旅行費に対して、一部助成します。 ※小学校 1万円(上限)/1人 ※中学校 3万円(上限)/1人	—
子どもの医療費の助成 (町民課)	医療費の助成により、満18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもの医療費を無料としています。	—
子育てステップアップ 応援給付金 (保健福祉センター)	15歳時・18歳時に、その祝福と新生活へのステップアップを応援するため、応援給付金を支給します。 ※対象児童一人あたり10万円	—

※上記に係る詳細につきましては、保健福祉センター(0156-27-8001)、総務課(0156-27-2141)、町民課(0156-27-2141)、教育委員会(0156-27-2123)、社会福祉協議会(0156-27-2760)の担当までご連絡願います。

(発行 陸別町子育て世代包括支援センター)

【裏面もあります。】